○厚生労働省令第十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十条の二第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（第百八十一条関係）	**別表第二**（第百八十一条関係）
一・二　（略）　（略）	一・二　（略）　（略）
三　理学診療用器具のうち、次に掲げるもの 一～四　（略） 五　手術用ロボット　（略）　（略）	三　理学診療用器具のうち、次に掲げるもの 一～四　（略）（新設）　（略）　（略）
四～九　（略）　（略）	四～九　（略）　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第二条第一項の規定に基づき、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月三十一日

農林水産大臣　野村　哲郎

農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設） **第一条**　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設として農林水産省令で定める施設は、第一号に掲げる施設とし、第二号から第四号までに掲げる施設を含むものとする。 一　家畜の飼養の用に供する施設に付随する施設（家畜の飼養の用に供する施設の敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等をし、当該家畜の飼養の用に供する施設と一体的に利用する施設をいう。）であって、次のイからホまでに掲げるもの イ　搾乳施設 ロ　集乳施設 ハ　畜産経営に必要な貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設 ニ　飼料、敷料その他の畜産経営に必要な物資の保管の目的のために使用する施設 ホ　農業用トラクター、トラクターショベルその他の畜産経営に必要な車両の保管の目的のために使用する施設	（家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設） **第一条**　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設として農林水産省令で定める施設は、第一号及び第二号に掲げる施設とし、第三号及び第四号に掲げる施設を含むものとする。 一　搾乳施設　（新設） （新設） （新設） （新設）